ほぼ週刊コラム　Partnership論　その１８８

**シリーズ：『米国Partnership税制勉強会』**

**第二十三回勉強会（通年内容は**[**年表rev.9**](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Papers/evolution%20history/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev9.ppt)**参照方）の準備**

**国家に税を納めないことはguiltではあるが直ちにsinであるとは言えない。**

20160512 rev.1 齋藤旬

**「パナマ文書についてコメントを」とリクエストを頂いた**。微妙な問題なので逡巡したがコメントを表題の様に挙げた。即ち、国家に税を納めないことはguiltではあるが直ちにsinであるとは言えない、というもの。

意味するところはお分かりだろう。国家（state）とはjusticeやlegitimacyを体現するものであって、righteousnessを体現するものではない。従って、国家の命（めい）に背くことはjusticeやlegitimacyに背くことと言えるが、必ずしもrighteousnessに背くことだとは言えない。conscientious objection（良心的兵役拒否）とlawful tax shelterの根拠となる考え方だ。

即ち場合によっては、国家の命に背くことの方がrighteousnessに適（かな）うということもあり得る。例えば、A国家がB国家を相手に戦争をしようと準備しているとする。戦争は一般的に何らかのearthly reasonによってjust war[[1]](#footnote-1)とされる。しかしこの例で、A国家が行おうとしている戦争がどうしてもrighteousnessに適うと思えないと感じる人がいたとすると、その人にとってA国家が命ずる徴兵と徴税はcorrectなことではない。この場合、徴兵徴税に応じないことは、確かにguiltではあるが、sinであるかどうか定まらない。

[**コラム１５７**](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2015/20150918%20W157%20correct%20acounting%20principle/20150918%20W157%20correct%20acounting%20principle%20rev1.doc)**：「accounting（会計）にはgenerally acceptedなものとcollectively properなものとがある。東芝の会計を前者の会計基準に照らして「不適切」と判断するのは、「適切」なのだろうか？」**に書いたことと似ている。

**もっとも、習近平やキャメロン首相の様に、国家リーダーが**国家への税を、匿名で回避するのは適切ではないと思う。国家リーダーなのだから、the law（法律、律法）の中にキチンと租税回避できる条件を謳（うた）った上で正々堂々と租税回避するべきだ。

**なお最近、一般的租税回避防止規定（GAAR、General Anti-Avoidance Rule）**という言葉を耳にした方もいるだろう。[これ](http://www.japantax.jp/mm/file_kokusai/siryou131114.pdf)などは日本語でGAARについて簡潔に解説している。2頁目にある米国の実質主義（substance-over-form-doctrine）が私のお気に入り。所謂、economic substance doctrine：partnership税制を利用しての租税回避は、そこにeconomic substanceがあるならばlawfulとされる、という法理。

習近平もキャメロンも、自国が定めるGAARに自分が行うtax planningが抵触しないことをハッキリさせた上で、白日の下にtax shelteringするべきだった。

[**The Giving Pledge**](http://givingpledge.org/)**というのをご存じだろうか**。お金持ちがその財産の大半をphilanthropyに使うとpledge（宣誓）すること。このWeb SiteにあるCurrent Pledgersにはビル・ゲイツやマーク・ザッカーバーグも名を連ねている。彼らの名はパナマ文書にも載っているようだが、その租税回避したお金がphilanthropy目的ならば、O.K.とすべきではないだろうか？一律にパナマ文書に名前が載っている者はevil（悪）と決めつけるのは適切ではないと私は思う。

[**コラム１８３**](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2016/20160401%20W183%20Pope%20Francisco%20at%20US%20Congress/Pope%20speech%20at%20US%20cxongress%20WAYAKU%20rev1.docx)**に暗示したが、税の目的は「社会」の維持・向上であって「国家」の維持・向上ではない**。現職ローマ教皇の言葉からもそれは分かる。その言葉を原英文と私の和訳と再掲しておく：

These are men and women who are not concerned simply with paying their taxes, but in their own quiet way sustain the life of society.

これらのmen and womenは、単純に税を納めることに関心を払うのでなく、むしろ自分達の方法によって社会生活を黙々と支えています。

**IR4（第四次産業革命）和訳rev.3を**[作業ファイル](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Papers/IR4/The%20Fourth%20Industrial%20Revolution%20by%20Klaus%20Schwab%20revX.docx)にアップしておいた。今回は：

2.1 Megatrends 12

**2.1.1 Physical 12**

**2.1.2 Digital 15**

**2.1.3 Biological 17**

を和訳した。

　Blockchainの話が**2.1.2 Digital**に出てくる。これは、[コラム１８０](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2016/20160311%20W180%20What%20is%20the%20key%20source%20of%20capacity%20to%20innovate%20this%20world/20160311%20W180%20What%20is%20the%20key%20source%20of%20capacity%20to%20innovate%20this%20world.docx)「[What is the key source of capacity to innovate this world?](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Papers/What%20is%20the%20key%20source%20of%20capacity%20to%20innovate%20this%20world/What%20is%20the%20key%20source%20of%20capacity%20to%20innovate%20this%20world%20rev1.pptx)」の6頁目で「？」としておいたCurrency in the public sphereの大きなヒントとなる、という気がする。

今週は以上。来週も請うご期待。

1. 去年7月にjust war論関連の最新本：[*Politics, Justice, and War: Christian Governance and the Ethics of Warfare*](http://www.amazon.com/Politics-Justice-War-Governance-Theological/dp/0198723954?ie=UTF8&psc=1&redirect=true&ref_=oh_aui_detailpage_o01_s00)が、[Oxford Studies in Theological Ethics](https://global.oup.com/academic/content/series/o/oxford-studies-in-theological-ethics-oste/?cc=us&lang=en&)シリーズ最新刊として発行された。著者はThe Catholic University of Americaの[Joseph Capizzi](http://trs.cua.edu/faculty/Capizzi/)。早速購入した。興味あることが分かったら取り上げる予定。

　なお、キリスト教はjust war論を奉ずるが、私自身は[コラム１４７](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2015/20150624%20W147%20difference%20between%20state%20and%20nation/20150624%20W147%20difference%20between%20state%20and%20nation%20rev4.doc)で示したように、stateとしてもnationとしても日本国が戦争をすることを禁じた憲法9条に賛成だ。 [↑](#footnote-ref-1)